

懲罰特別委員会

令和5年3月28日・29日

葛城市議会

懲 罰 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会
令和5年3月28日(火) 午後3時00分 開会
令和5年3月29日(水) 午前9時56分 閉会

2. 場 所
葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員
委員長 西 井 覚
副委員長 吉 村 始
委員 西 川 善 浩
" 杉 本 訓 規
" 松 林 謙 司
" 谷 原 一 安
" 川 村 優 子
" 増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
議 長 梨 本 洪 珪
議 員 柴 田 三 乃
" 下 村 正 樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
産業観光部長 早 田 幸 介

6. 職務のため出席した者の職氏名
事務局長 岩 永 睦 治
書 記 新 澤 明 子
" 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)
発議第1号 坂本剛司議員に対する懲罰動議について

開 会 午後3時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより懲罰特別委員会を開会いたします。

皆さん方、本来ならば昨日に終わってるのが、こういう事態になって、何かなしに懲罰ではなく、やはりそれなりの根拠を調べながら、また市民にも迷惑かけないように、この委員会はできるだけ早く、正確な情報の下に調べ上げたいと思っておりますので、どうか皆さん方のご協力よろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。柴田議員。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力くださいますようお願いいたします。

ここでお諮りします。

本日の委員会は一般傍聴者に公開することといたしたいと思っておりますが、このことについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。本日の委員会は一般傍聴者に公開することに決定いたしました。それでは、これより議事に入ります。

当委員会に付託されました発議第1号、坂本剛司議員に対する懲罰動議についてを議題といたします。

まず、懲罰動議の提案理由の説明を求めるわけですが、既に本会議で聞いておりますので、省略いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。次に、質疑等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、ここでお諮りいたします。

会議規則第98条では、委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とするとありますから、今回の委員会運営につきましては、次に、坂本剛司議員に懲罰を科するかどうかについてご意見を伺い、意見が出尽くしたら、このことについて採決を行い、その結果、懲罰を科すことに決定したら、次に、いずれの懲罰を科すかのご意見を伺い、いずれの懲罰を科すか採決を行うという流れでさせていただきたいと思っております。

なお、最初の坂本剛司議員に懲罰を科すかどうかの採決で懲罰を科さないこととなりました。

たら、そこで審査は終了となります。このように委員会運営をさせていただくことにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ただ、これ、懲罰を科すとしたら、皆様のご意見で、なぜ懲罰をかけんなんかということをお話してもらわねばならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、そのように委員会運営をさせていただくことに決定いたしました。

それではまず、懲罰の種類を決めるのではなく、あくまで懲罰を科すかどうかということについてのみ、ご意見を伺いたいと思います。

まず、発議者である西川委員よりお願いしたいと思いますが、資料をもらってることも含めて、値するとかいうふうなご意見を伺いたいと思っております。

西川委員。

西川委員 お疲れさまでございます。私、発議者としてお話をさせていただきます。

まず、先ほど議場でもお話をさせていただいたとおり、坂本議員に関しましては、3つありまして、まず、議員と議会を侮辱されたこと、これ、後で内容は話しさせていただきます。それと、個人名を出されて職員、事務局長を侮辱されたこと。それと、自身の発言において、議会運営、議事進行が止まったこと。これで妨害に当たると思っています。この3つをもって、今、懲罰に値するということなんですけども、ここを皆さんのところで、私はその3つをもって懲罰に値すると思うんですけど、内容については、今、また皆さんのほうで討論、どこがどう当たんねんというところは話していかなんのかなと思いますけど、私の思うところについてお話をさせていただきたいというところがございます。恐らく、皆さん、これ、坂本議員が賛成討論の中でお話をされた、抜粋のところを配られてると思いますけども、まず、この内容について、まずは、事実であるところと事実でないところが出てきてると思っております。その中で、この文書の中で先ほど3つ挙げさせていただいたことが発生してきているということで私のほうは思っております。

まず、坂本議員のおっしゃられた、この修正案が出される過程においては、20日の予算特別委員会終了後、委員が応接室に集まり話し合っていたところ、これについて、まず、話し合っていたのは、西の山の辺の道という修正予算のほうが出されるかもしれないというところ、委員会はもうその前にやっておりましたので、そういうところで、やはり議事進行上、調整が必要やというところで、委員長、議長の下、集まって調整をさせていただいた。ここに、まず、何か、委員が応接室に集まり話し合っていたという、密室とも取れるような言い方というところが説明不足であるのではないかというところがあります。

そこに岩永議会事務局長、ここで、まず1つ目の侮辱と値されるような、まず個人の名前が出てきております。岩永議会事務局長が来て、これをこういうふうに聞いたら、事務局長がばんといきなり来てというふうにおられると思います。これについては、議会事務局長の役割というものがございまして、調整をしてもらうためにどんな影響があるか。この予算を、例えば、国からの予算、県からの予算が入ってるかもしれないし、また、起債があつて、どれぐらいの、今の市政の予算の中で、次の令和5年度の中で影響が出てくるかというところ

の意見を、そういう材料を私たちは求めたというところでございます。それは、議長の下、局長に来ていただいて、その話をさせていただいたというところやと僕は理解をしています。

その次です。担当部署が、西の山の辺の道事業は無になっても構わないということ。この言葉というのが、僕、どこから出てきたのかが分らないです。ここに事実があるのかなのかということ、皆さんで1回考えていただきたいところでもあります。いや、むしろなかったほうがいいと言っていると委員たちに報告しました。こういうことをおっしゃられると、先ほど調整をさせていただいたというところがあったんです。ただ、何か、原課のほうから、修正を出してくださいよというような、何か、いいですよと誘導されたように聞こえます。自身でも、ここでおっしゃられてます。修正案が出せますよと言ってるようなものです。そういうふうに、僕たちはあくまでも材料を聞いただけというところもあります。議員としてちゃんと判断をして、予算というのは、減額修正する上でもかなり重大なことであると考えてるので、議員の、自分の責任でもって修正をするかどうかというところを決めやなあかと。ここを、あたかも、原課また局長が誘導をしたようなことに捉えられかねないと。これについては、二元代表制に関しての、議会としての在り方の根本を覆すような発言であるというふうに私は感じたんです。

そして、これらの職員は、公務員でありながら、市民や葛城市に来られるハイカーのために仕事をしているとは思えず、これについても侮辱に値すると考えております。一部の議員のために仕事をしているようにしか思えて仕方ない。これについても、先ほどお話しさせてもらった、議員を侮辱しているというところに当たってくるのではないかとということで、謝罪は先ほど議会でされましたけど、この部分について、全て僕がお話しさせてもらったことについて、ちゃんとした理由を述べながら謝罪をされてないというところに違和感を感じて、今回このような懲罰という形で出させていただいて、また懲罰を求めるといって考えておるところでございます。

以上です。

西井委員長 今、提案者の西川委員がおっしゃったことに、また、それに対して意見とかございましたら。それと、先ほども議長からも話あったように、この会議に全員参加してないけど、会議に参加された方々が、現実にはどのように聞かれたかということも、皆さんの前で教えてもらったらいいのではないかと考えておりますので、どうか、ご意見ある方どうぞ。

川村委員。

川村委員 私、今回、予算特別委員長として、16日から予算審査を始めておりました。20日という時点は、一般会計の議決をしなければならない、審査の議決を図らなければならない状況の中で、総括質疑の中で修正という動議が上がりました。修正動議が2件あったものですので、それぞれにそれぞれの提案理由を求めまして、それまでの一般会計の中で、それぞれの修正の所管のときに、所管の担当の職員がいるときの質疑はもっと前になるわけですがけれども、その質疑の折々を思い返しております。今、会議録が手元にありませんので、思い返しておりますと、数名の委員が、それぞれに、西の山の辺の道という部分につきましては、四、五人の委員が、それぞれに質疑をなさいました。質疑をなさいました中で、今回、このような

坂本議員の発言に至るような極端な解釈の仕方というところに私は疑問を感じるわけでございます。それぞれの委員が聞かれたのは、内容的に、今回は4市で連携していく西の山の辺の道事業が、葛城市単独で積極的に始めるんだというような内容でしたので、そこに、いや、せっかく連携でやるんだから、連携という、首長同士のそれぞれの話を密に持って、その4市全体で進めていく方向でこの事業はやるべきではないかというような議論が多かったというふうに私は思いました。

その中で、今回は500万円以上の予算が計上されておりましたので、額面的には大きい。それで、看板設置というところに、皆さんは、看板だけで、看板の種類も、4市連携がいいのではないかというような、いろんなご提案、要望がありました。その要望に対して、今回予算取りをしているけども、もっと計画的に話を詰めて、再度その部分については提案をいただいてもいいのではないかというような議論になったということも確認をしております。

その中で、今回の坂本議員の、事業が、担当部署が、なしになっても構わないとか、むしろなったほうがよいと言っているということについては、そのような坂本議員の発言が、うちの事務局長がそういうことを誘導したかのように書いてますが、既にその段階から、委員同士の議論は始まっております。その中で、修正をしていく方向性というものもしっかりと私は確認をしております。修正があるとしたら、今回の20日の予算特別委員会の終了後に応接室に集まったというのはどういう作業をしたかといいますと、予算特別委員長としても、また議長としても、この修正を出すことに慎重になっていただきたいということを含めまして、これが新しい年度になりまして、その進捗に大きな影響があるのかなのかというところを、やはり議員としてもしっかりとその情報を入れておかないと、迷惑がかかっていくのではないかということも含めて、先もって、そういった議決に対して責任ある議決をしようという段階で意見調整を図ったものであって、既に、そういった坂本議員の発言の、いかにも誘導したかというような内容に至らない。そこが一番の私のポイントだというふうに思っております。ですので、そんな段階で担当がどうであっても、議会としてはその方向で進めていきたい。そやけども、それに大きな影響があり、また迷惑がかかるところがあるのかというところに、補助金等の、県、国とのそういった折衝の中で問題は起こらないかということを確認したいという内容がほとんどであります。ここで密談があつて、いかにも誘導があつて、反対、修正をしていったらどうですかなんていうのは、全くそんな内容ではなかったというふうに私自身確認をさせていただいたところです。

事務局長も、そんなことを自ら率先して入ってくるわけではなく、議長が、そのいっている補助金等の確認をしたいので、ちょっと事務局長を呼びましょうかといって、事務局長を呼んで、そして事務局長が呼ばれたから入ってきたというところからスタートしています。あまりにも、それは、坂本議員もまだ入られて2年目ということで、いろいろ議会の仕組みというものを知られないのかもしれないんですが、議会というものは、議員というものは、それぞれ反対の方向に、いや、反対というか、行政の予算執行に対してチェックをしていく、重要な課題をチェックしていく役目の中に、その中に責任というものが十分にあります。そ

の責任を全うするために、いろんな情報をあらゆるところから調査をするのは当たり前であって、このことが分からないでこういった発言になったのかなど。譲歩すれば、そういうような話になりますけれども、しかしながら、これは非常に、先ほど西川委員が言われたように、議員また議会を侮辱している。要するに、その後の審議がやりにくくなっていったと。予算特別委員会としては、5日間かけて予算審査をさせていただいたのに、その審査が何だったのかと。予算審議があつて、議決に至る、その過程の中でこういった発言がありますと、議員全員の予算に対する思いというのが、全くこんな言葉一つで先行かなくなるということでございます。

本当にこれは、市民のために、もちろん葛城市に来られるハイカーのために仕事をするというのは大前提であるし、議員もそのように思っています。しかし、そんな中で、これがあつたかも一部議員のために、市長の予算に反対する議員のためにしてるかのようにやゆするような、そんな内容になるというのは、実に、予算審査5日間やってたのは何をしてたのかというふうに、私は情けなく思ってるわけでございますので、やはりこれは、先ほど言われたように、議会を混乱させて会議を妨害したという、自身の発言によってそういった状況になったということは明らかであると。

そして、職員の事実確認も、その背景も、ご自分、自身で考えられたのかもしれないんですけども、確認もせず、こういった乱暴な言葉で言われたということに対して、どのように思ってらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、これは言うてはならないことであると思います。そういったことで、私は予算特別委員長として、こんな一言で予算審議が崩れるようなことは決してあつてはならないというふうに思っています。それが、今、西川委員が発議された中で、更に詳しく説明をさせていただきたいというふうに、一緒に議論をしていた中の1人として言わせていただきます。

西井委員長 このついでに、何らかの懲罰をする必要があるかどうかというご意見も。

川村委員 そうですね。もちろん本人のそれに対する責任をどう取るかということは、自らないのであれば、議会として、予算審議を遅延させていくということの重大性を思いますと、やはり責任を取ってもらいたいという思いで、懲罰というのはかけていくべきだというふうに思います。

西井委員長 ほかにご意見は。

谷原委員。

谷原委員 私も、坂本議員の本会議場での原案賛成のときに、この発言が出ましたその後に発言機会がありましたものですから、これはとんでもない発言が出たと思って、削除を議長に求めるということを行いました。改めて、文章になったものを見まして、やはりひどいなど。私、議員として、本当に皆さんが予算特別委員会で西の山の辺の道について、これを盛り上げていこうと、広域化事業として成功させたいと、そういう思いの中で様々議論されて、その中で、今は500万円の予算計上については削除した上で、再度よく議会と議論もしながら、必要があれば補正予算でも組んで、もっとしっかりしたものをやっていきたいと思いますという前向きな修正案を出そうという流れの中で、先ほど来ありましたように、原課が補助金の問題、

それから起債の問題、そこで迷惑になることがあったらあかんから、それは確認しましょうということの中で、岩永事務局長に対し、議長のほうから、そういう指示があつて報告を受けたものであります。その中で、原課のいろんなやり方があったかもわからないけれども、僕らもあまり記憶はあれですけども、こういうことは絶対言っていないわけです。西の山の辺の道はなしになっても構わない、いや、むしろなしになったほうが良いと言っていると。もし、そのことを、その場にいたのはみんな予算特別委員会委員の方々ですから、そんなことを言えば、私も、そんなん職務専念義務に違反してるようなことじゃないですか。予算を上げてきてる原課が、上げておきながら、なしでもいいなんて、こんなことを言うて、その場で黙ってる人いますか。だから、こんなことはあり得ない。虚言です。うそです。100%作り話です。ありません、こんなことは。だから、物すごい腹が立ってるわけ。こんなことを言われたら、職員もどうですか。これ、認められますか、我々も。少なくとも、その場で私は拒否してます、こんなことを言ったら。何言うてんねんと。職員呼んでこいという話ですやんか。私は、こういうことはなかった。これは、坂本議員は予算特別委員会委員の1人ですから、予算特別委員会委員皆さん確かめたらいい話です。

それから、これは、いろんな、そこは、何かちょっとあつたかわからん。僕も記憶があるんです。温度差のことについて。修正した後どうするかという温度差について、何かあつたように思うけれど、それが本題ではなくて、先ほど言ったように、起債の問題、補助金の問題、これについて迷惑がかからないかということの報告がメインだったわけですから、その下に、これやったら修正案を出して、もう一回きちっとやりましょうということが、ここの場で話し合われたことだったんです。だから具体的に言います。この修正案が出される過程においては、20日の予算特別委員会終了後、予算特別委員会委員と議長と議会運営委員会の委員長で修正案の取扱いについて調整をしたと。その調整のときに、それが話合いです。話し合ってたときに、先ほど言いましたように、補助金の問題、起債の問題で、修正することによって原課に影響が出ることがないかということを確認するために、議長が岩永事務局長を呼んで、そして、それを調べてほしいということの指示があつた上で報告があつたと。その報告は、特に起債とか補助金の問題で影響はないですということだったので、予算を修正する方向で調整しましょうというふうになったのが事実であります。ここに書いてあることは、一言もないし、修正案が出せますよと言ってるようなものとありますけど、そもそも修正案を出そうということは議員の中での調整であつたわけですから、岩永事務局長に言われて出そうとしたものではないと。

それから、次の問題です。だから、修正案が出せますよというようなことではなかった。これらの職員は、公務員でありながら、これらの職員というのは担当部署ということでしょうけど、担当部署、公務員でありながら、市民や葛城市に来られるハイカーのために仕事をしていると思えず、それはこんな予算は通さんほうがええというふうに言うてるんだったら、そうかもわかりません。非難に値することです。でも、そんなこと言うてないのに、こんな非難をするというのは、私は納得できません。一部の議員のためにつて、これ、何ですか。一部の議員のために仕事って。そういうふうに言われたから、修正案を出そうかという一部

の議員って、どういう議員なんですか。これ、議員全体を侮辱してる。そんな思いで我々は議員をやって、予算案を審議してるわけでもないし、修正案についても調整したわけではない。完全に自分で物語を作って、つまり、修正案を出す人間は、そういうふうにして原課の意向を酌んで、事務局長を通じて、市長を困らせるために修正案を出した、のごとく、それは正義の言葉を振るって、熱弁を振るわれましたよ。それが本当だったらそうかもわかりませんが、全く作り話みたいところに、議会が大変な迷惑を被ってしまったというのが実態でありますから、私としては、これは、ご本人が、残念ながら、2回、2回目は一晩置いて、訂正なり謝罪の機会を設けたわけです。ところが、その点についての認識が全くないと。このままでは当然、修正案の賛成討論できません。

一番問題は、市民の中にこの物語が広がったことです。これが間違いだと知ってるのは予算特別委員会委員だけです。そのとき審査された、そのときおられた議長も、議会運営委員長もそうだし、それだけしか真実を知らない状態なんです。ネットで広がって、私も支持者から言われました。とんでもないことがあるなど。いや、違いますよと。これを払拭する責任は本人にあると思います。僕は、議員辞職してでも謝罪すべきぐらいの大きい問題だと思います。葛城市議会に対する侮辱だし、議員に対する侮辱だと。ましてや、岩永事務局長は大変よく、難しい議員が多い中で、先例のことも踏まえながら、本当に中立の立場で一生懸命やってくられたことを全く冒瀆するようなことは、本当に情けなかった。許せないですよ。当然、懲罰にかけべきだというのが私の意見です。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 こういうとき、谷原委員は頼もしいですね。

全体的に、印象操作といいますか、イメージづけをすごいされてるんです。例えば、予算の修正案の順番に対してですけども、これを読む限り、後に出てきた印象ですよ、これ。ではなくて、我々は、会議録が出てきたら分かりますけども、道のことに關しては、いやいや、広域の事業で、1市だけでやって、それ大丈夫なのかみたいな議論があったわけです。それで、修正案出しましょうか。ほんで、事務局として調べものをしていただきたいと、こういう順番ですよ。あの会議があった後に、僕らが話し合った後に、じゃあ修正案を出すとなったわけじゃない。そんなわけないでしょう。あれだけ何時間も予算特別委員会やって、それも、例えば、局長がこんなんでも修正案出してください、出しますわと、そんな議員いないですよ、この葛城市議会に。そういう印象操作がされてるのが、言った、言わんは分からないです。捉え方もあるから。僕も、先ほど谷原委員がおっしゃったみたいに、記憶は曖昧です。それは分からないですけど、そういう印象操作、例えば、一番最後、西の山の辺の道事業をなしとする修正案と書いてあるんです。いやいや、西川委員も、僕も、1市でやるのではなくて、4市でやるはずなのに、1市はおかしくないですか、広域でやるのに。せめて2市でやって盛り上げていきましょうよ。そのために、もう一回考えて、すぐにでも修正して出してください。なしなんか言ってないわけじゃないですか。これも印象操作じゃないですか。それをそのままゴーにして、一部の議員、これ、言い方です。これも印象操作やと思う。一部の議員、何かめっちゃくちゃ悪そうじゃないですか。これ、ほんま、でも、印

象操作って、谷原委員もおっしゃいましたけど、あのときの熱というか、そういう、印象づける感じがすごく、一部の議員って誰やねんとなって、これ、ぶっちゃけて言いますと、この次の修正案に賛成する議員ということでしょう。違いますか。というか、僕、昨日、電話がありましたよ、おい、一部の議員って。だって、その前の予算で僕賛成してるじゃないですか、修正案に。ネットでやってますよ。だから、こういう印象操作をされたら、言うた者勝ちじゃないですか。次、何とかしはる人、何とか何とかやから、何とかですよと言ってもいいんですかという話になってくる。事実と違う印象操作をやられたら困ると僕は思ってます。

これ、最後まで言っているんですか。ここで1回で終わりですか。

あともう一つは、議長はアドバイザー的な立ち位置やから、僕、代わりに言いますけども、これが出たときに、議長と僕はだごとにならんように一生懸命やりました。謝るといふか、なくして、それこそ、おっしゃるみたいに、まだ議員になって間もないので、それは僕らが抑えると。だから、ちゃんと理解してと、やりました。それは侮辱もあるから、きつい言葉になったかもわからないですけども。それで、昨日ですよ、本会議が終わったのは。それでこの時間まで、これ、会議妨害じゃないですか。そのまま、謝らない、最後まで僕は正しいというんやったら、それはそれでよかったというか、それは正義なのかなと思うんですけども、途中で謝ると言ったり、削除すると言ったり、ほんで、今日の朝、1日置いて、先ほど谷原委員がおっしゃったみたいに、しっかりした、ここが悪かった、ここが悪かった、ここが勘違い、ここが勘違いというふうに、みんなが見て明確に、そこを勘違いしてたんやな。じゃあ、次の修正案の賛成討論行きましようとならなかったわけでしょう。今日もう夕方4時ですよ、昨日終わってるはずのやつが。これ、職員も、議員も、時間かけて待って、これは妨害以外の言葉があったら教えてください、本当に。この修正案も出される方、2人おられますけども、お一人の方も、思いがあって修正案を出されてると思います。本日、急遽延会になって、おられません。その無念さも踏まえて、僕は、しっかりと、今のこの委員会で物申して、僕は、しっかりとした懲罰、議員としてというか、人としてというか分かりませんが、その重さというのは、僕まだまだ未熟なので分かりませんが、やはりそこはしっかりとやったほうがいいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

松林委員。

松林委員 事実と真実は違うということで、事実は、応接室で打合せをされた。そして、そこに局長が来られて、報告をしたという事実があって、真実はどうなのか。その真実に対して、これは、坂本議員はどのように判断されたのか。実際真実はどうだったのかということで、本当に、議決案件を、予算の案件を審議するときに、一部の職員の誘導によって、そして一部の議員がその付度を受けて議決をしているような、このようなイメージを少なからず市民に与えてしまったという、ダーティなイメージというのはなかなか払拭されないと。このイメージを払拭するためには、一定のけじめをつけるべきであると。懲罰特別委員会という、こう

というような形で一定のけじめをつけて、市民に対して与えた間違っただイメージを払拭するためには、どうしても一定のけじめをつけてもらわなければならないということが私の意見でございます。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今回のことにつきまして、坂本議員は予算特別委員会の中に入っておられたわけです。予算特別委員会の委員だったわけです。ですので、当然、当初予算に関しましては、4日間も議論をしまして、相当濃い議論をしてこられたわけです。そして、その経緯をご存じであるにもかかわらず、このような、岩永局長が来られることによって、一部の議員が反対をしたかのような印象を与えるようなことを本会議でおっしゃったということについては、これも、自ら、予算特別委員会の存在、予算特別委員会の今までの議論を否定してるようなものだと思うんです。これでは議会運営というのはできないというふうに思いますので、これは、一定のけじめとして、懲罰というものについては避けられないというふうに考えます。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 そもそも、坂本議員の場合は、原案に対して賛成をするという立場で議論をしていただくというのが基本的な議論の内容であると思うんです。ところが、先日の議論の中で、賛成の立場の議論ではなしに、違った立場の議論をされた。その内容は、自分の考えではない、自分と考えの違うものに対する見方というところに、こういう行き過ぎた発言がなされたのかなというふうに思います。原案賛成討論ですので、その域を超えてるということが、まずもって、いかななものかということ。それから、それが限度を超えた、職員並びに一部の議員に対する侮辱を与えた。これは否めない事実でございますので、懲罰に値するというふうに判断をいたします。

西井委員長 梨本議長。

梨本議長 私は中立の立場ですので、こういった意見を言うのはふさわしいのかどうか分からないんですが、今回の件に関しては目に余るかなというような思いもございます。特に市民の代表である議会議員の依頼によって、調査や書類の作成の補助、会議の進行に関する援助や助言をするのが議会事務局の業務の1つです。その業務を遂行することで市民のために業務をしていることにもつながっているわけです。坂本議員は賛成討論されましたけれども、その賛成討論は、前段は事務局長が作ったものです。坂本議員の賛成討論のために作成した賛成討論は、一部の議員のためのものなんでしょうか。その点からも、議会事務局の業務内容を把握せず、事務局長を名指して、あたかも市民のために仕事をしていないと公の場で非難したことは、事務局長に対する侮辱でありパワーハラスメントであると、私はそういうふうに感じました。

先ほど副議長からもおっしゃられましたが、昨日の休憩から、何度も、何とか議会を再開できるように、議事進行については努力をいたしてまいりました。ですが、当の発言した本人は、自身の発言について、当初は問題がないということで、発言の取消しや、議会、議員、

事務局長にも謝罪もしないという態度をずっと取られ続けました。その後、発言だけ取り消します。更に時間がたって、最終的には、自身の発言は不適切であったということで、発言の取消しと謝罪をするという旨を申し出られました。その間、議事進行を妨害し、議事日程についても延長せざるを得ないようになってしまいました。議長として、多くの議員、意見を調整しながら、議事運営を円滑に進めるという立場で考えましても、今回の長時間の、ご自身の発言を振り返らずに、これだけ議事進行を止めてしまっているということに関しては大いに問題があるというふうに考えております。

以上です。

西井委員長 今まで意見いただきましたけど、まだ補足的にご意見あったら。大体、おおむね皆さん意見をおっしゃったのでしょうか。まだ補足したいということがあったら、よろしいですか。

杉本委員。

杉本委員 僕は、個人的にはなんですけども、賛成討論の場では賛成討論なんです。反対討論のところでは反対討論なんです。ある会議のところで、議題が決まってるところに対しての発言というのは、その会議に対しての発言というふうに、僕もまだ議員にならせてもらって5年なんですけども、そこを逸脱する行為というのは、会議妨害に当たるというのを今回である意味感じて、分からないからとか、言うた者勝ちみたいになるのは、これを機に改めて、懲罰の対象になると。これ、坂本議員おっしゃったのも、僕は、賛成討論を聞いてるのに、途中から反対になって、これはルールがねじ曲がって、関係ない話を聞かされてるということになるんですよ。うまいこと言えないですけども、芯の通ったちゃんとした議論ができて、逸脱したら会議妨害に当たるというのを、改めて各議員、胸に刻んでもらうよう、せっかくこの場を設けていただいておりますので、それもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そうしたら、おおむね懲罰の対象になるのではないかとことを付け加えられておりますが、再確認として、懲罰はどの懲罰と決まってませんが、科すことについて必要と思われる方はご起立をお願いいたします。

(起立全員)

西井委員長 全員必要ということで、そうしたら、懲罰の対象になるということで。

よって、坂本議員に懲罰を科すことについては可決されました。

次に、坂本議員に科す懲罰をいずれにするかについてご意見を伺いたしたいと思います。

何かご意見はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議事進行上のことがありますので、これで懲罰を行った後、修正案の賛成討論に入っていくこととなります。先ほど申しましたように、実は、この流れを知っているのは、本当に予算特別委員会を行い、修正案についての調整を行った方だけが事実を知っていて、この流れが、理事者側も、それから市民の方にも、ネットを通じて、物語がひとり歩きした状

態になってるんです。これは絶対許されないと。特にこれは虚言ですから、こんなことを職員が言うてたということを放置したら、職員は処罰されても当然です。職務専念義務違反になるような、そんなことはあり得ない話で、だから、これをきちっと、事実が何であったか、どこが問題あったかということきちっと伝えていただく。そのためには、戒告という形で、議長のほうから戒告文を読み上げてもらって、戒告処分にする。陳謝という方法もあるけれども、本人が本当にそういう立場に立ってるかという、立ててないので、陳謝文を読み上げるということになると、なかなか、議事進行上においても、そういう疑念を払拭するということにはならないので、この物語を払拭するということにならないので、ぜひ戒告という形がふさわしいと思います。

あと、除名というのは、いくら何でも、ここまでするというわけにはいかないと思いますので、戒告が妥当かなと思います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。そうしたら、順番に言うてもらおうか。

杉本委員。

杉本委員 重さが、比べるものがないので何とも言えないですけども、次のことを考えると、という話になってくると思うんです。昨日終わってるはずの議会が、まだ宙に浮いてるものが何個かあります。我々、僕の個人的な立場としても、納得して、今、谷原委員おっしゃったみたいに、この話が、架空であるというか、違うよというのを、一旦、皆さんに、それはどんな方法か分からないですけども、戒告になるんですかね、やっていただいて、次の賛成討論ができる場を設けてもらうことが、別に罰を与えることが目的ではないので、僕は、次の賛成討論というのがきちり伝えられる場ができればいいと思ってるので、それをうまいこと考えていただければ、うまいこと、委員長、副委員長で決めていただいたほうが、いつまでもできないので、いいかなと思います。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 先例というのも、なかなかないところで難しいとは思いますが、やはりしっかりと坂本議員には、何が自分があかんかったところというのをきちりと把握してもらう意味でも、それが戒告に当たるのやったら戒告、陳謝は先ほどされたんですけど、謝罪はされたんですけど、その理由が僕らのところには当てはまらなかったということもありますので、しっかりと、何が、さっき申し上げた3つを、議会を侮辱したということ、それを議長のほうから戒告のできるのであれば、そういうふうにしてもらってもいいのかなと思います。なかなか、僕も、先例がない中、どういう懲罰というのが分からないところありますので、なんせ、本人にしっかりとその辺を自覚してもらって、先ほど杉本委員おっしゃられたみたいに、修正案に賛成の討論からスムーズに入れるような状態に持っていただきたい。これが目的でございます。

以上です。

西井委員長 委員長としての考え方としては、それも必要だと思いますけど、ただ、懲罰やと、何の罰やだけではなく、今、その先に、皆さん方がいろいろ迷惑かかっていることについてお話し

やったことを、委員長報告とした中で、その報告プラス、委員全体の中で、戒告なり、いろんな罪を決めたら、委員長報告自体が理由づけするから、それは会議録にも残るから、市民もある程度は読んでくださったら分かるような形にするのが、やはり。それと、気に入らんよって罰やねんというふうに解釈されたら困るから、先ほどからおっしゃってるような、いろんな意見を集約した中で、委員長報告を作ってもろうて、どの罰にするということを決めるのが一番筋やと思いますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。そういう私自身の考え方で。ただ、その文面も、多少皆さんのご意見を聞かんなんと思えますけど、ただ、今、罰としては、どのようなことをということも含めてご意見聞かせてもらいたいと思って、次、川村委員、よろしくお願いします。

川村委員 今回、谷原委員からご提案いただきました戒告ということでございますが、これは議長が公開の議場で朗読という形を取っていただくということで、今回の会議の進行上、やはり傍聴をされてる市民の皆様、またお越しになって傍聴されてる方も含めて、一定の、今回は坂本議員の解釈というか、その解釈というところが、今回、坂本議員の発言において、解釈が、坂本議員が誤っていると、架空であるというふうな意見も出ましたけども、その辺をしっかりと朗読していただいて、本人はその場で除斥という形になっても、その文は残るわけですから、しっかり本人にも自覚をしていただくという意味で、戒告というのが一番ふさわしいのではないかとこのように私は思います。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 私も、今回の発言が、どのような問題の内容かということも含めて、議長が議員に対して、ここにも書いてますように、違反に対して戒める旨の申し渡しをすると。こういうことが戒告という定義であろうかなと思うんですけども、まさしく、これ、ほかの方法でいきますと、出席停止しても戒めにならないんです。それから、状況の問題提起もできる機会をなくしますので、先ほどから議論あるように、このところのこの部分というふうなことも含めて、戒める旨の申し渡し、これが一番ふさわしい、戒告という方法が妥当かなというふうに思います。

西井委員長 続けて、吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、私どもの懲罰特別委員会で懲罰をするということは、私ども議会ですので、やっぱり法的根拠というものがなければいけないんですが、少なくとも、地方自治法の第129条、議場の秩序維持、それから、あと一番大きいのは、第133条、侮辱に対する処置というふうなことが少なくとも当たってくると思うんです。ほかにも当たる要件があるのかもしれませんが、そして、今し方、戒告という言葉が出てますが、私ども議会とすれば、議長、副議長ともに非常に丁寧な対応をされたので、何回も釈明の機会であったり、弁明あるいは反省を促すような機会を与えています。ここまでに、坂本議員がご自身で考えられて、ご自身の言葉で反省をするといったようなことについては、おっしゃってはいましたが、やはり、多くの議員が、それに対してピントが外れてると。ご自身が何が悪いかわかってらっしゃらないのではないかとこのようにものがありました。戒告文といいますのは、議会で議

決した文書を議長が読み上げるということですので、戒告文を作成し読み上げることによって、一体何が問題であったのか、この議会は何を問題としているのかということがきちっと議会として伝わるし、これはご本人にも当然伝わって、改めていただかなければいけないんですが、インターネットをご覧の市民の方であるとか、そういう方々にも伝えていく必要があると思いますので、そういう意味において、多くの方が戒告というふうにおっしゃってまして、私も、処分としては、4段階あるうちの一番軽い処分とされていますが、効果を考えて、別に厳しい処罰を与えるのが目的で、もちろんやってるわけでも何でもないので、正常な議会運用を取り戻したいという思いと、それから坂本議員にも議員として自覚を持ってやっていただきたいということですので、私も戒告が適当ではないかと、以上のことで申し上げます。

西井委員長 松林委員。

松林委員 陳謝とありますが、陳謝、謝罪、理由を述べてわびることで、午前中も謝罪されたんやけど、もう一つ、的が外れていたということで、やはりここは戒告かなと私は思います。過失や失態、非行などを注意して、将来を戒めるために、文書または口頭で行うもの。だから、やはり戒告という形で本人に分かっていただくという、そういうことが一番適当かなと、私はこのように思います。

西井委員長 議長のご意見も。

梨本議長 もうよろしいです。

西井委員長 ありませんか。ただ、これ、議会事務局長のご意見も、この文書も含めて聞かせてもらうべきやろうと思うねけど、この文書自体の中で。こんなことなかったとかいうことも、正式な場所で弁明できてないやん。賛成討論とか、討論の中で一方的に言われてるから、こんなことなかったということ自体、我々は分かるけど、一応この場でも、インターネットで流れてるところで、この文書の中での猜疑をされたことについての弁明というか、本当のことで、こんなん違いますということ言うてもらわねば、あまりにも当事者として気の毒やと、私個人としての判断でお願いするわけですが、皆さん、そのような形にさせてもらってよろしいでしょうか。

西川委員 弁明ではなくて、事実だけを言っていた方がいいかなと思います。

西井委員長 岩永事務局長。

岩永事務局長 議会事務局、岩永でございます。

皆さん、申し訳ないことで、議事が長引いてること、私もお迷惑かけてるのかなと思ってしまうところなんですけども、事実だけということで、話合いに勝手に入ったかいうたら、先ほど言われたように、議長が入ってくださいと。進行の関係、それから補助金、起債の関係お聞きしますということで、担当部署の状況等も教えてくださいということで、そのために入りました。

それから、一部の議員のお仕事をしてるとかというのが書いてますけども、議会運営するに当たって、一部の議員が、こういうことを今考えてるんだけど、どうしたらええとか、こういう動議しようと思うたら、どないしたらええのとか、当然そういう相談がございますの

で、一部というても、当然、議事進行、議会を運営するに当たってのアドバイスを議会事務局はやっておるといところで、今回も、複数の議員から、これは修正案を出すという話が出てた中で、影響がないかというのは非常に議会としても気になるから調べてほしいというお願いがあったので、調べさせていただいたということです。

担当部署がないので、非常に前向きではないような意見でとどまってるんですけども、私が担当部署と話したのは、これ、例えば、今、修正案を出して、一旦なくなったと。これ、6月でもう一遍補正を出す。県の補助を出す。これは可能かという話もしています。当時は多分そこまでは言うてなかったと思うんですけど、それは大丈夫やと、やりますという話はしてました。これ、むしろなかったほうがいいという、ニュアンス的にはそう捉えられたのかもわからないですけど、実際には、これが一遍議会で修正案が出たら、担当部署は、また、近隣の温度差があるというのに議会は抵抗があるということで、こういう予算措置がされたということで、再度、近隣の市と協議を深めていきたいというような話があったということ、これも多分そのとき言うてなかったと思います。そやから、むしろ、これも1つのきっかけとなって、一生懸命、西の山の辺の道の実現に向けてやれるのではないかというようなお話を私は聞いてます。だから、やりたくないとか、そういう話は一切担当部署からは出てません。いろいろ前向きな方向で、今ここで予算切られても、次の方法を考えるというような内容で支障がないというお話をさせていただいたとは思いますが。

以上です。

西井委員長 この文書自体からいったら、一方的な考え方を言われたというふうに解釈されてるという意味ですね。

そうしたら、一応、大多数のご意見が、中途半端になる、きつい懲罰よりも、こういう懲罰に、このくらいの程度にしておいたほうが、市民から見てもあれやから、懲罰としては戒告処分という形で持っていきたいと、大多数のご意見どおりだと思います。それと、これについては、この懲罰を持っていくときには、一応、今までいろんな意見もらいましたやん。それで、委員長報告の中で懲罰を提案するまでの事情説明をおおむねつくれますか。

岩永事務局長。

岩永事務局長 戒告というのは、議長が読み上げる内容でございます。今こうやって皆さんが審査していただいた内容を、取りあえず事務局のほうで、今これ聞いた内容をできるだけ取り入れて、戒告案というのを作らせていただきたいと思います。一遍休憩を取っていただいて、改めて、できた段階でご提示を差し上げまして、内容の審査をしていただく形を取らせていただけたら、一番、これが委員会案としての戒告文であるということを出せますので。あと、おっしゃってるように、委員長報告としては、事実のことをしっかりと入れて、現実はこちらやったというお話を皆さんから聞いたというような内容を含めて、戒告はあくまでも、これからの姿勢も含めて、実際に正していただくという内容も入れて、皆さんの意見も入れさせていただいて、お時間をいただきたいと。

西井委員長 かなり時間はかかると思いますが、それ、できるまで暫時休憩でよろしいですか。

何かご意見あったら、この際、言うてもらって。もうそれでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 取りあえず、閉めるわけではないから、暫時休憩ということでよろしく願いいたします。

休 憩 午後4時09分